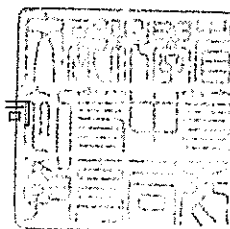




元文科初第1807号  
令和2年3月27日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
丸 山 洋



(印影印刷)

### 教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」（以下「行動規範」という。）を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。しかし、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、令和元年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、令和2年度の教科書採択においても、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

## 1. 教科書採択の公正確保の徹底について

### (1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。)第 11 条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。)第 9 条第 2 項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

※ 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」(平成 28 年 6 月 20 日付け 28 文科初第 432 号初等中等教育局長通知)の「第一 2. 留意事項」を参照すること。

※ このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 14 条第 6 項を参照すること。

- このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者(公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。)において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4 月末を目途に、令和元年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

※ これらの情報のうち教科書の編著作者及び編集協力者の「氏名」，「職業・勤務先」（新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」），「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については，教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり，それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※ このほか，教科書発行者が負担した交通費・宿泊費，飲食費その他の費用についても，本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には，必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

## （２）教科書見本の取扱いについて

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については，毎年度，文部科学省から教科書発行者に通知しており，それを超える教科書見本の送付，又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと（令和２年度における教科書見本の取扱いの詳細については，別添「教科書採択の公正確保について」（令和２年３月２７日付け元文科初第１８０６号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。）。

近年，多くの教科書発行者が，従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり，それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから，引き続き，採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう，くれぐれも留意すること。

- 高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は平成２９年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等，一定の場合には，採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため，これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに，当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

※ 教科書見本の追加送付について，採択権者の判断により，具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが，その場合には，事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

- このほか，採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。

- ・ 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
- ・ 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
- ・ 平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本についても、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容しているが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないよう注意すること。
- ・ 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。  
ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

- 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えない。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
- 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

### (3) 過当な宣伝活動等への対処について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しよ

うとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、下記事項にあるような過当な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

- ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
- ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
- ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
- ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

○ このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

○ 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の

確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

- ※ 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び行動規範も併せて参照すること。

- ※ 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には、文部科学省に問い合わせ願いたい。

#### （４）検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容につ

いて厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教師等への周知を徹底すること。

- 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和元年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

#### （５）教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。
- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。具体的には、
  - ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
  - ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
  - ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷

担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

#### （6）文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。

また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。

- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

## 2. 教科書採択方法の改善について

### （1）採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるよう環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

## (2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないように、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

### (3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。
- 高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

### (4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

### (5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとはいえない。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容

易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

- 高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

#### (6) ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

##### ①ユニバーサルデザインフォントに関する取組

- ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにする。
- ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。

##### ②カラーユニバーサルデザインに関する取組

- ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
- ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付ける。

##### ③レイアウトに関する取組

- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
- ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

### 3. 令和2年度の教科書採択における留意事項について

令和2年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

#### (1) 小学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和

元年度と同一の教科書を採用しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する中学校用教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから採用しなければならないこと。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

①小学部

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和元年度と同一の教科書を採用しなければならないこと。

②中学部

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから採用しなければならないこと。

(4) 無償措置法施行規則第6条の規定による採択について

上記（1）～（3）にかかわらず、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、令和元年度に採択した教科書と異なる教科書を採用することができること。また、その場合には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

(5) 高等学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する高等学校用教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから採用しなければならないこと。

(6) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

(7) その他

令和2年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教師等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

**【参考】教科書検定の申請受付**

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm)

**4. その他**

- 都道府県教育委員会は，新型コロナウイルスの影響により，教育委員会等において教科書採択に関する事務処理が法令，本通知及び課長通知等により難しい事情がある場合には，速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。
- 一般社団法人教科書協会が制定した行動規範は，以下の URL を参照のこと。  
<http://www.textbook.or.jp/about-us/data/code190201.pdf>

**【担当】**

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係  
電話 03（5253）4111 内線 2411

## 令和元年度教科書採択関係状況調査(公立小学校)調査結果

(令和2年3月)

調査期間：令和元年10月1日から令和元年10月31日

回答者：全ての都道府県教育委員会

調査項目：令和元年度に市町村教育委員会(特別区、共同設置、広域連合、小学校を設置する一部事務組合の教育委員会を含む。)が行った、令和2年度から公立小学校(義務教育諸学校の前期課程を含む。)で使用する教科書の採択について  
 ※全国1743市町村から回答  
 ※表中の「全都道府県教育委員会に占める割合」、「全市町村教育委員会に占める割合」等については、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある

|                                         |      |
|-----------------------------------------|------|
| 1 採択地区の構成について(令和元年8月31日時点)              | 1    |
| 1-1 採択地区数                               | (1)  |
| 1-2 採択地区を設定する際の市町村教育委員会の意向の把握について       | (1)  |
| 2 共同採択地区における採択手続等について                   | 2    |
| 2-1 採択地区協議会における委員の守秘義務                  | (2)  |
| 3 採択事務のスケジュール等について                      | 3    |
| 3-1 採択の決定時期等について                        | (3)  |
| 3-2 採択権限の行使方法について                       | (4)  |
| 4 採択にあたっての調査研究について                      | 5    |
| 4-1 採択地区における調査員等が教科書について作成する資料とその扱いについて | (5)  |
| 4-2 採択関係組織の構成について                       | (6)  |
| 5 採択に係る資料の公表等について                       | 7    |
| 5-1 都道府県教育委員会における公表について                 | (7)  |
| 5-2 市町村教育委員会における公表について                  | (7)  |
| 6 教科書見本の取扱いについて                         | 8    |
| 6-1 教育長及び教育委員への教科書見本の提供について             | (8)  |
| 7 図書館等への教科書の整備について                      | 9    |
| 7-1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について       | (9)  |
| 7-2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について        | (9)  |
| 8 学習者用デジタル教科書の導入状況・見込みについて              | 10   |
| 8-1 現在の導入状況について                         | (10) |
| 8-2 令和2年度の導入見込みについて                     | (10) |

# 1 採択地区の構成について(令和元年8月31日)

## 1-1 採択地区数

### 1-1-1 構成市町村数別の採択地区数(指定都市の採択地区を除く)

|                 | 1市町村  | 2市町村  | 3市町村  | 4市町村 | 5市町村 | 6市町村 | 7市町村 | 8市町村 | 9市町村 | 10市町村<br>以上 | 合計     |
|-----------------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|-------------|--------|
| 採択地区数           | 248   | 81    | 64    | 55   | 32   | 27   | 12   | 11   | 10   | 24          | 564    |
| 採択地区数に<br>占める割合 | 44.0% | 14.4% | 11.3% | 9.8% | 5.7% | 4.8% | 2.1% | 2.0% | 1.8% | 4.3%        | 100.0% |

○1地区平均: 2.7 市町村

[参考]平成29年度の採択地区数:563地区

### 1-1-2 指定都市(全20市)の採択地区数:23地区

## 1-2 採択地区を設定する際の市町村教育委員会の意向の把握について

|                                                 | R1             |                          | H29            |                          |
|-------------------------------------------------|----------------|--------------------------|----------------|--------------------------|
|                                                 | 都道府県<br>教育委員会数 | 全都道府県<br>教育委員会に<br>占める割合 | 都道府県<br>教育委員会数 | 全都道府県<br>教育委員会に<br>占める割合 |
| ① 定期的(採択期間の開始時期等)に<br>意向を確認している                 | 18             | 38.3%                    | 15             | 31.9%                    |
| ② 定期的に確認は行わないが、市町村<br>教育委員会等からの要望を適宜受け<br>付けている | 29             | 61.7%                    | 32             | 68.1%                    |
| ③ その他                                           | 0              | 0.0%                     | 0              | 0.0%                     |

|                     |
|---------------------|
| 2 共同採択における採択手続等について |
|---------------------|

2-1 採択地区協議会における委員の守秘義務

|                                              | 採択地区数 | 全採択地区に<br>占める割合 |
|----------------------------------------------|-------|-----------------|
| ① 公務員以外の者が採択地区協議会の委員に含まれており、その者に守秘義務を課している   | 268   | 84.8%           |
| ② 公務員以外の者が採択地区協議会の委員に含まれているが、その者に守秘義務を課していない | 0     | 0.0%            |
| ③ 公務員以外の者は採択地区協議会の委員に含まれていない                 | 48    | 15.2%           |

### 3 採択事務のスケジュール等について

#### 3-1 採択の決定時期等について

##### 3-1-1 市町村立小学校で使用する教科書の採択決定時期

|              | R1            |                         | H29           |                         |
|--------------|---------------|-------------------------|---------------|-------------------------|
|              | 市町村<br>教育委員会数 | 全市町村<br>教育委員会に<br>占める割合 | 市町村<br>教育委員会数 | 全市町村<br>教育委員会に<br>占める割合 |
| ① 7月31日以前    | 996           | 57.1%                   | 975           | 55.9%                   |
| ② 8月1日～8月15日 | 351           | 20.1%                   | 350           | 20.1%                   |
| ③ 8月16日以降    | 396           | 22.7%                   | 418           | 24.0%                   |

##### 3-1-2 市町村教育委員会による需要数報告の期限

|               | R1             |                          | H29            |                          |
|---------------|----------------|--------------------------|----------------|--------------------------|
|               | 都道府県<br>教育委員会数 | 全都道府県<br>教育委員会に<br>占める割合 | 都道府県<br>教育委員会数 | 全都道府県<br>教育委員会に<br>占める割合 |
| ① 7月31日以前     | 3              | 6.4%                     | 2              | 4.3%                     |
| ② 8月1日～8月15日  | 13             | 27.7%                    | 12             | 25.5%                    |
| ③ 8月16日～8月31日 | 19             | 40.4%                    | 22             | 46.8%                    |
| ④ 9月1日以降      | 11             | 23.4%                    | 10             | 21.3%                    |
| ⑤ 特段設けていない    | 1              | 2.1%                     | 1              | 2.1%                     |

### 3-2 採択権限の行使方法について

#### 3-2-1 市町村教育委員会における採択権限の行使方法

|                                                                   | R1                  |                               |                     |                               | H29                 |                               |                     |                               |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------|---------------------|-------------------------------|---------------------|-------------------------------|---------------------|-------------------------------|
|                                                                   | 単独採択を行う<br>市町村教育委員会 |                               | 共同採択を行う<br>市町村教育委員会 |                               | 単独採択を行う<br>市町村教育委員会 |                               | 共同採択を行う<br>市町村教育委員会 |                               |
|                                                                   | 市町村<br>教育委員会数       | 単独採択を行う<br>市町村教育委員会に<br>占める割合 | 市町村<br>教育委員会数       | 共同採択を行う<br>市町村教育委員会に<br>占める割合 | 市町村<br>教育委員会数       | 単独採択を行う<br>市町村教育委員会に<br>占める割合 | 市町村<br>教育委員会数       | 共同採択を行う<br>市町村教育委員会に<br>占める割合 |
| ① 教育委員会の会議に諮り教科書を採択している                                           | 268                 | 100.0%                        | 1,398               | 94.8%                         | 267                 | 100.0%                        | 1,441               | 97.6%                         |
| ② 教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している                           | 0                   | 0.0%                          | 44                  | 3.0%                          | 0                   | 0.0%                          | 17                  | 1.2%                          |
| ③ 教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している | 0                   | 0.0%                          | 10                  | 0.7%                          | 0                   | 0.0%                          | 2                   | 0.1%                          |
| ④ 教育長の専決により教科書を採択している                                             | 0                   | 0.0%                          | 16                  | 1.1%                          | 0                   | 0.0%                          | 16                  | 1.1%                          |
| ⑤ その他                                                             | 0                   | 0.0%                          | 7                   | 0.5%                          | 0                   | 0.0%                          | 0                   | 0.0%                          |

## 4 採択にあたっての調査研究について

### 4-1 採択地区における調査員等が教科書について作成する資料とその扱いについて

|                                                                                 | R1    |             | H29   |             |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------|-------|-------------|
|                                                                                 | 採択地区数 | 全採択地区に占める割合 | 採択地区数 | 全採択地区に占める割合 |
| ① 総合的・観点別の評定を付さず、特徴や留意点のみを記述した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている                   | 416   | 70.9%       | 398   | 68.3%       |
| ② 総合的な評定を付さず、観点別の評定を付した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている                          | 46    | 7.8%        | 52    | 8.9%        |
| ③ 総合的な評定を付した資料(観点別の評定を併せて付したものを含む)を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている                 | 95    | 16.2%       | 102   | 17.5%       |
| ④ 総合的な評定を付した資料(観点別の評定を併せて付したものを含む)を作成し、首位の教科書を採択・選定、または上位の教科書の中から採択・選定することとしている | 29    | 4.9%        | 30    | 5.1%        |
| ⑤ 資料を作成していない(調査員組織がない場合を含む)                                                     | 1     | 0.2%        | 1     | 0.2%        |

#### 4-2 採択関係組織の構成について

##### ○ 都道府県の教科用図書選定審議会について

|                                      |     | 総人数   | 内訳   |       |                |       |      |                |       |       |       |
|--------------------------------------|-----|-------|------|-------|----------------|-------|------|----------------|-------|-------|-------|
|                                      |     |       | 保護者  | 校長    | 教諭等<br>(校長を除く) | 教育長   | 教育委員 | 教育委員会事務局<br>職員 | その他   |       |       |
| ①<br>都道府県の<br>教科用図書<br>選定審議会<br>の委員  | (人) | 881   | 87   | 196   | 144            | 92    |      | 44             | 161   | 157   |       |
|                                      | (%) |       | 9.9% | 22.2% | 16.3%          | 10.4% |      | 5.0%           | 18.3% | 17.8% |       |
|                                      | H29 | (人)   | 887  | 94    | 190            | 142   | 新教育長 | 旧教育長           | 49    | 171   | 156   |
|                                      |     |       |      |       |                | 66    | 19   |                |       |       |       |
|                                      |     | (%)   |      | 10.6% | 21.4%          | 16.0% | 7.4% | 2.1%           | 5.5%  | 19.3% | 17.6% |
| ②<br>都道府県の<br>教科用図書<br>選定審議会<br>の調査員 | (人) | 3,218 | 3    | 89    | 2,543          | 0     |      | 0              | 582   | 1     |       |
|                                      | (%) |       | 0.1% | 2.8%  | 79.0%          | 0.0%  |      | 0.0%           | 18.1% | 0.0%  |       |
|                                      | H29 | (人)   | 674  | 1     | 52             | 495   | 新教育長 | 旧教育長           | 0     | 125   | 1     |
|                                      |     |       |      |       |                | 0     | 0    |                |       |       |       |
|                                      |     | (%)   |      | 0.1%  | 7.7%           | 73.4% | 0.0% | 0.0%           | 0.0%  | 18.5% | 0.1%  |

##### ○ 採択地区の採択地区協議会、選定委員会、調査員について

|                |      | ①～③の組織を設置している地区数 | ①～③の組織を設置している地区のうち下記の者を構成員としている地区数 |       |                |       |             |             |       |       |       |
|----------------|------|------------------|------------------------------------|-------|----------------|-------|-------------|-------------|-------|-------|-------|
|                |      |                  | 保護者                                | 校長    | 教諭等<br>(校長を除く) | 教育長   | 教育委員        | 教育委員会事務局職員  | その他   |       |       |
| ① 採択地区の採択地区協議会 | (地区) | 316              | 204                                | 99    | 47             | 314   |             | 193         | 104   | 43    |       |
|                | (%)  |                  | 64.6%                              | 31.3% | 14.9%          | 99.4% |             | 61.1%       | 32.9% | 13.6% |       |
|                | H29  | (人)              | 316                                | 210   | 108            | 52    | 新教育長<br>298 | 旧教育長<br>152 | 191   | 91    | 41    |
|                |      | (%)              |                                    | 66.5% | 34.2%          | 16.5% | 94.3%       | 48.1%       | 60.4% | 28.8% | 13.0% |
| ② 採択地区の選定委員会   | (地区) | 371              | 305                                | 335   | 182            | 121   |             | 112         | 189   | 137   |       |
|                | (%)  |                  | 82.2%                              | 90.3% | 49.1%          | 32.6% |             | 30.2%       | 50.9% | 36.9% |       |
|                | H29  | (人)              | 355                                | 304   | 325            | 180   | 新教育長<br>82  | 旧教育長<br>37  | 80    | 170   | 134   |
|                |      | (%)              |                                    | 85.6% | 91.5%          | 50.7% | 23.1%       | 10.4%       | 22.5% | 47.9% | 37.7% |
| ③ 採択地区の調査員     | (地区) | 577              | 42                                 | 385   | 568            | 10    |             | 10          | 78    | 24    |       |
|                | (%)  |                  | 7.3%                               | 66.7% | 98.4%          | 1.7%  |             | 1.7%        | 13.5% | 4.2%  |       |
|                | H29  | (人)              | 571                                | 28    | 331            | 560   | 新教育長<br>5   | 旧教育長<br>1   | 4     | 59    | 15    |
|                |      | (%)              |                                    | 4.9%  | 58.0%          | 98.1% | 0.9%        | 0.2%        | 0.7%  | 10.3% | 2.6%  |

## 5 採択に係る資料の公表等について

### 5-1 都道府県教育委員会における公表について

|                          |     | 公表    | 非公表   | 公表方法(複数回答可) |        |     | 非公表理由       |          |     |
|--------------------------|-----|-------|-------|-------------|--------|-----|-------------|----------|-----|
|                          |     |       |       | ホームページ      | 情報センター | その他 | 静ひつな採択環境の確保 | 請求があれば開示 | その他 |
| ① 都道府県教育委員会<br>が作成する採択基準 |     | 39    | 8     | 25          | 18     | 2   | 0           | 8        | 0   |
|                          |     | 83.0% | 17.0% |             |        |     |             |          |     |
|                          | H29 | 40    | 7     | 24          | 19     | 4   | 1           | 6        | 0   |
|                          |     | 85.1% | 14.9% |             |        |     |             |          |     |
| ② 都道府県教育委員会<br>が作成する選定資料 |     | 39    | 8     | 26          | 19     | 3   | 0           | 8        | 0   |
|                          |     | 83.0% | 17.0% |             |        |     |             |          |     |
|                          | H29 | 40    | 7     | 23          | 21     | 2   | 1           | 6        | 0   |
|                          |     | 85.1% | 14.9% |             |        |     |             |          |     |

### 5-2 市町村教育委員会における公表について

|               |     | 公表    | 非公表   | 公表方法(複数回答可) |        |     | 非公表理由       |          |                         |              |     |
|---------------|-----|-------|-------|-------------|--------|-----|-------------|----------|-------------------------|--------------|-----|
|               |     |       |       | ホームページ      | 情報センター | その他 | 静ひつな採択環境の確保 | 請求があれば開示 | 採択地区協議会の事務局を務める教育委員会が公表 | 都道府県教育委員会が公表 | その他 |
| ① 採択結果        |     | 1,017 | 726   | 852         | 202    | 152 | -           | 410      | 154                     | 154          | 8   |
|               |     | 58.3% | 41.7% |             |        |     |             |          |                         |              |     |
|               | H29 | 1,038 | 705   | 805         | 209    | 185 | -           | 450      | 242                     | 13           |     |
|               |     | 59.6% | 40.4% |             |        |     |             |          |                         |              |     |
| ② 採択理由        |     | 752   | 991   | 549         | 179    | 90  | -           | 735      | 194                     | 22           | 40  |
|               |     | 43.1% | 56.9% |             |        |     |             |          |                         |              |     |
|               | H29 | 759   | 984   | 513         | 181    | 113 | -           | 656      | 301                     | 27           |     |
|               |     | 43.5% | 56.5% |             |        |     |             |          |                         |              |     |
| ③ 採択地区協議会の議事録 |     | 432   | 1,043 | 286         | 99     | 65  | 99          | 631      | 213                     | 19           | 81  |
|               |     | 29.3% | 70.7% |             |        |     |             |          |                         |              |     |
|               | H29 | 375   | 1,101 | 214         | 106    | 71  | 120         | 522      | 396                     | 63           |     |
|               |     | 25.4% | 74.6% |             |        |     |             |          |                         |              |     |
| ④ 調査研究資料      |     | 550   | 1,182 | 298         | 200    | 82  | 141         | 774      | 196                     | 10           | 61  |
|               |     | 31.8% | 68.2% |             |        |     |             |          |                         |              |     |
|               | H29 | 493   | 1,237 | 237         | 190    | 92  | 161         | 661      | 352                     | 63           |     |
|               |     | 28.5% | 71.5% |             |        |     |             |          |                         |              |     |

※③④は、当該組織等を設置している市町村教育委員会のみ集計対象

※令和元年度調査では選択肢の表記を一部修正しており、単純な比較はできない

## 6 教科書見本の取扱いについて

### 6-1 教育長及び教育委員(教育委員等)への教科書見本の提供について

#### 6-1-1 都道府県教育委員会における教育委員等への教科書見本の提供

|                                   | R1             |                          | H29            |                          |
|-----------------------------------|----------------|--------------------------|----------------|--------------------------|
|                                   | 都道府県<br>教育委員会数 | 全都道府県<br>教育委員会に<br>占める割合 | 都道府県<br>教育委員会数 | 全都道府県<br>教育委員会に<br>占める割合 |
| ① 自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している | 5              | 10.6%                    | 4              | 8.5%                     |
| ② 専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている  | 24             | 51.1%                    | 19             | 40.4%                    |
| ③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している       | 18             | 38.3%                    | 15             | 31.9%                    |
| ④ 特に提供していない                       | 4              | 8.5%                     | 7              | 14.9%                    |
| ⑤ その他                             | 4              | 8.5%                     | 2              | 4.3%                     |

※令和元年度調査から複数選択を可としているため、単純な比較はできない

#### 6-1-2 市町村教育委員会における教育委員等への教科書見本の提供

|                                   | R1            |                         | H29           |                         |
|-----------------------------------|---------------|-------------------------|---------------|-------------------------|
|                                   | 市町村<br>教育委員会数 | 全市町村<br>教育委員会に<br>占める割合 | 市町村<br>教育委員会数 | 全市町村<br>教育委員会に<br>占める割合 |
| ① 自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している | 317           | 18.2%                   | 374           | 21.5%                   |
| ② 専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている  | 883           | 50.7%                   | 715           | 41.0%                   |
| ③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している       | 494           | 28.3%                   | 429           | 24.6%                   |
| ④ 特に提供していない                       | 135           | 7.7%                    | 192           | 11.0%                   |
| ⑤ その他                             | 93            | 5.3%                    | 33            | 1.9%                    |

※令和元年度調査から複数選択を可としているため、単純な比較はできない

## 7 図書館等への教科書の整備について

### 7-1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について(複数回答可)

|                               | R1             |                          | H29            |                          |
|-------------------------------|----------------|--------------------------|----------------|--------------------------|
|                               | 都道府県<br>教育委員会数 | 全都道府県<br>教育委員会に<br>占める割合 | 都道府県<br>教育委員会数 | 全都道府県<br>教育委員会に<br>占める割合 |
| ① 教科書センターで閲覧等に供するようにしている      | 47             | 100.0%                   | 47             | 100.0%                   |
| ② 学校図書館など各学校での閲覧等に供するようになっている | 3              | 6.4%                     | 3              | 6.4%                     |
| ③ 公立図書館で閲覧等に供するようにしている        | 17             | 36.2%                    | 18             | 38.3%                    |
| ④ 特に整備していない                   | 0              | 0.0%                     | 0              | 0.0%                     |

※①については、教科書見本を含む

### 7-2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について(複数回答可)

|                               | R1            |                         | H29           |                         |
|-------------------------------|---------------|-------------------------|---------------|-------------------------|
|                               | 市町村<br>教育委員会数 | 全市町村<br>教育委員会に<br>占める割合 | 市町村<br>教育委員会数 | 全市町村<br>教育委員会に<br>占める割合 |
| ① 学校図書館など各学校での閲覧等に供するようになっている | 118           | 6.8%                    | 104           | 6.0%                    |
| ② 公立図書館で閲覧等に供するようにしている        | 642           | 36.8%                   | 514           | 29.5%                   |
| ③ 特に整備していない                   | 1,017         | 58.3%                   | 1,148         | 65.9%                   |

## 8 学習者用デジタル教科書の導入状況・見込みについて

### 8-1 市町村立小学校における現在の学習者用デジタル教科書の導入状況について

|                                 | R1            |                         |
|---------------------------------|---------------|-------------------------|
|                                 | 市町村<br>教育委員会数 | 全市町村<br>教育委員会に<br>占める割合 |
| ① 全ての小学校において、学習者用デジタル教科書を導入している | 53            | 3.0%                    |
| ② 一部の小学校において、学習者用デジタル教科書を導入している | 54            | 3.1%                    |
| ③ 学習者用デジタル教科書を導入している小学校はない      | 1,636         | 93.9%                   |

### 8-2-1 市町村立小学校における令和2年度の学習者用デジタル教科書の導入見込みについて(意向調査)

|                                                       | R1            |                         |
|-------------------------------------------------------|---------------|-------------------------|
|                                                       | 市町村<br>教育委員会数 | 全市町村<br>教育委員会に<br>占める割合 |
| ① 全ての小学校において、学習者用デジタル教科書を導入することを検討している(既に導入している場合を含む) | 160           | 9.2%                    |
| ② 一部の小学校において、学習者用デジタル教科書を導入することを検討している(既に導入している場合を含む) | 97            | 5.6%                    |
| ③ 学習者用デジタル教科書の導入予定はない                                 | 1,486         | 85.3%                   |

### 8-2-2 (8-2-1で②に該当する市町村について)学習者用デジタル教科書を導入する学校を決める際に重視している基準(複数回答可)

|                            | R1            |                                                |
|----------------------------|---------------|------------------------------------------------|
|                            | 市町村<br>教育委員会数 | 10-2-2におい<br>て②を選択し<br>た市町村教育<br>委員会に占め<br>る割合 |
| ① 特別な配慮を必要とする児童生徒(※)の学習に使用 | 47            | 48.5%                                          |
| ② ICTの環境が整っている小学校から使用      | 45            | 46.4%                                          |
| ③ その他                      | 22            | 22.7%                                          |

# 令和元年度教科書採択関係状況調査(国立・私立小学校) 調査結果

(令和2年3月)

調 査 期 間 : 令和元年10月1日から10月31日まで

回 答 者 : 国立・私立の小学校・義務教育学校

調 査 項 目 : 令和元年度に行われた、令和2年度から国立小学校・私立小学校(義務教育学校前期課程を含む)で使用する教科書の採択について

## 1 教科書の採択方法について

|                                                             | 国立  |          | 私立  |          |
|-------------------------------------------------------------|-----|----------|-----|----------|
|                                                             | 学校数 | 全体に占める割合 | 学校数 | 全体に占める割合 |
| ① 学校内の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している        | 45  | 62.5%    | 63  | 27.4%    |
| ② 学校内・学校外の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している    | 5   | 6.9%     | 4   | 1.7%     |
| ③ ①又は②のような調査研究のための組織は設置せず、各教科担当の教員等による調査研究の結果を踏まえて校長が採択している | 21  | 29.2%    | 144 | 62.6%    |
| ④ 特定の教員(校長等)が調査研究を行い、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している                  | 0   | 0.0%     | 9   | 3.9%     |
| ⑤ その他                                                       | 1   | 1.4%     | 10  | 4.3%     |

## 2 採択に係る資料の公表等について

|          |    |                  | 公表    | 非公表   | 非公表の理由として最も当てはまるもの |              |     |
|----------|----|------------------|-------|-------|--------------------|--------------|-----|
|          |    |                  |       |       | 静ひつな採択<br>環境の確保    | 求めに応じて<br>開示 | その他 |
| ① 採択結果   | 国立 | 学校数              | 66    | 6     | -                  | 6            | 0   |
|          |    | 全体に<br>占める<br>割合 | 91.7% | 8.3%  |                    |              |     |
|          | 私立 | 学校数              | 97    | 133   | -                  | 103          | 30  |
|          |    | 全体に<br>占める<br>割合 | 42.2% | 57.8% |                    |              |     |
| ② 採択理由   | 国立 | 学校数              | 62    | 10    | -                  | 8            | 2   |
|          |    | 全体に<br>占める<br>割合 | 86.1% | 13.9% |                    |              |     |
|          | 私立 | 学校数              | 63    | 167   | -                  | 130          | 37  |
|          |    | 全体に<br>占める<br>割合 | 27.4% | 72.6% |                    |              |     |
| ③ 調査研究資料 | 国立 | 学校数              | 3     | 40    | 27                 | 11           | 2   |
|          |    | 全体に<br>占める<br>割合 | 7.0%  | 93.0% |                    |              |     |
|          | 私立 | 学校数              | 18    | 102   | 31                 | 53           | 18  |
|          |    | 全体に<br>占める<br>割合 | 15.0% | 85.0% |                    |              |     |

※③は調査研究資料を作成している学校のみ集計対象

### 3 学習者用デジタル教科書の導入状況・見込みについて

#### 3-1-1 現在の学習者用デジタル教科書の導入状況について

|                            | 国立  |       | 私立  |       |
|----------------------------|-----|-------|-----|-------|
|                            | 学校数 | 割合    | 学校数 | 割合    |
| ① 全ての学年で学習者用デジタル教科書を導入している | 8   | 11.1% | 22  | 9.6%  |
| ② 一部の学年で学習者用デジタル教科書を導入している | 4   | 5.6%  | 11  | 4.8%  |
| ③ 学習者用デジタル教科書を導入していない      | 60  | 83.3% | 197 | 85.7% |

(②を選択している学校における導入学年)

|           |            |         |
|-----------|------------|---------|
| ・3～6年(5校) | ・3, 4年(1校) | ・5年(1校) |
| ・4～6年(5校) | ・4, 5年(1校) |         |
| ・1～4年(1校) | ・5, 6年(1校) |         |

#### 3-1-2 学習者用デジタル教科書を導入している教科(複数回答)

|          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| ・算数(38校) | ・家庭(6校)   | ・道徳(2校)   |
| ・国語(36校) | ・音楽(6校)   | ・生活(1校)   |
| ・社会(24校) | ・書写(3校)   | ・地図(1校)   |
| ・理科(19校) | ・図画工作(3校) | ・保健体育(1校) |

#### 3-2-1 令和2年度の学習者用デジタル教科書の導入見込みについて(意向調査)

|                                                  | 国立  |       | 私立  |       |
|--------------------------------------------------|-----|-------|-----|-------|
|                                                  | 学校数 | 割合    | 学校数 | 割合    |
| ① 全ての学年で学習者用デジタル教科書を導入することを検討している(既に導入している場合を含む) | 13  | 18.1% | 35  | 15.2% |
| ② 一部の学年で学習者用デジタル教科書を導入することを検討している(既に導入している場合を含む) | 6   | 8.3%  | 26  | 11.3% |
| ③ 学習者用デジタル教科書の導入予定はない                            | 53  | 73.6% | 169 | 73.5% |

(②を選択している学校における導入学年)

|             |            |               |         |
|-------------|------------|---------------|---------|
| ・3～6年(7校)   | ・1, 2年(3校) | ・1, 5, 6年(1校) | ・5年(1校) |
| ・未定・検討中(6校) | ・1年(1校)    | ・3年(1校)       | ・6年(1校) |
| ・5, 6年(4校)  | ・1, 4年(1校) | ・3, 4年(1校)    |         |
| ・4～6年(3校)   | ・1～4年(1校)  | ・3, 5年(1校)    |         |

#### 3-2-2 学習者用デジタル教科書の導入を検討している教科(複数回答)

|          |           |             |          |
|----------|-----------|-------------|----------|
| ・算数(62校) | ・家庭(10校)  | ・未定・検討中(4校) | ・道徳(3校)  |
| ・国語(61校) | ・音楽(10校)  | ・生活(3校)     | ・全教科(2校) |
| ・社会(44校) | ・外国語(8校)  | ・書写(3校)     | ・地図(1校)  |
| ・理科(40校) | ・図画工作(4校) | ・保健体育(2校)   |          |

元文科初第1806号  
令和2年3月27日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長  
丸 山 洋 司

(印影印刷)

### 教科書採択の公正確保について（通知）

我が国においては、民間主体である教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられていますが、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態が二度と生じることのないよう、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されましたが、如何なるルールも遵守されなければ何の意味もなさないことから、その責務を負う教科書発行者における徹底した取組を続けていくことが不可欠となります。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが求められます。

ついては、宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反ないしは逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いします。

## 記

(採択期間における教科書見本の取扱いについて)

- 近年，多くの教科書発行者が，教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり，該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが，該当の教科書発行者においては，引き続き，再発防止のための具体の措置を確実に講ずること。
- 令和 2 年度においては，採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会，国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長）による調査研究に支障が生じないように，教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

### [小学校用教科書]

- ・ 令和 2 年度は，法令に基づいて，前年度と同一の教科書が採択されることとなることから，原則として教科書見本は送付できない。
- ・ ただし，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和 39 年文部省令第 2 号）第 6 条各号に掲げる場合には，採択権者からの個別の求めに応じ，下記「中学校用教科書」の取扱いに準じて教科書見本を送付することができる。

### [中学校用教科書]

- |                               |   |             |
|-------------------------------|---|-------------|
| ・ 都道府県教育委員会                   | : | 1 5 部       |
| ・ 指定都市教育委員会                   | : | 1 7 部       |
| ・ 中核市，特例市，特別区教育委員会            | : | 8 部         |
| ・ その他の市町村教育委員会                | : | 5 部         |
| ・ 採択地区（単独採択地区を含む。）            | : | （構成市町村数＋3）部 |
| ・ 国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校 | : | 1 部         |
| ・ 教科書センター                     | : | 2 部         |

(※) 指定都市の区域内に設定された採択地区については，4 部を上限とする。

(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 3 条の規定により，教育長及び委員の数が 5 人を超える場合には，その超える数 1 人につき 1 部を上限として追加で送付することができる。

### [高等学校用教科書]

#### ◇ 平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本

- ・ 令和元年度以前に教科書見本を送付していない場合には，下記のとおり送付することができる。
- ・ 令和元年度以前に教科書見本を送付した場合にも，採択権者からの個別の求めに応じて，下記の送付先に 1 部を上限として送付することは差し支えない。

- ・都道府県教育委員会 : 6 部
  - ・高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を所管する市町村教育委員会 : 原則 1 部
  - ・高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制） : 原則 1 部
  - ・教科書センター : 1 部
- (※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条の規定により、教育長及び委員の数が 5 人を超える場合には、その超える数 1 人につき 1 部を上限として追加で送付することができる。
- (※) このほか、採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者に送付することは差し支えない。
- (※) 高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。
- (※) 採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科（普通科・専門学科・総合学科）に 1 部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）第 6 条第 2 項各号に規定する学科ごとに 1 部を上限とする。

#### 【その他留意すべき事項】

- ・ 上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないように、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること（ただし、職業に関する教科については、各 1 部を送付することとして差し支えない。）。
- また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。
- ・ 上記を除き、採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。）への教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと（採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。）。
- 特に、平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑念を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。
- ・ 各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。
- また、例年、教科書見本の管理が煩雑になるとの指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送

付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。

- ・ 教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、4 月末日（教科書センターには 5 月末日）までに送付が完了するよう努めること。
- ・ 教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者からの問合せに適切に対応できるようにすること。  
また、教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。
- ・ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和 23 年文部省令第 15 号）第 8 条第 2 項の規定により、都道府県教育委員会（又は教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第 3 項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、5 月末日までに通知すること。
- ・ 教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れのないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。
- ・ 教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等を確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体の手續については、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

（教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて）

- 令和元年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関しては、その氏名及び所属並びに教科書発行者が支払う対価の額等に関する情報を取りまとめた上で、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、教科書見本の送付時期である 4 月末日までに送付することとしているため、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても、当該者の同意を得た上で、教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては教科書協会を通じて、非加盟の教科書発行者にあっては直接、同時期までに各都道府県教育委員会に送付すること。
- そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係に係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者からの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

（検定申請本の取扱いについて）

令和 2 年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。

- ・ 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）には一切用いないこと。

- ・ 検定申請本及びその内容については、教科書の編著作者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に、その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わないこと。
- ・ 教科書の編著作者及び編集協力者並びに教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容並びに支払いを行う対価の額等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

#### （過大な宣伝活動等について）

採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過大な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから、採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。

- ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
- ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
- ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
- ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行くと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

#### （不当な利益供与の禁止について）

採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその

申出は、絶対に行わないこと。

この点、教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

(その他)

○ 如何なる理由があろうとも、自ら行くと第三者をしてであるとを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は、絶対に行わないこと。

○ 本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し、又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には、教科書発行者名を含めて公表するとともに、事案の内容に応じて、必要な法令上の措置を講ずることとなることに留意すること。

なお、検定、採択、発行に関し不公正な行為をした申請者による当該事案に係る種目の申請図書については、直近の年度の検定において内容審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。

万が一、自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には、速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに、文部科学省に対してその旨を申し出ること。

**【担当】**

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係  
電話 03(5253)4111 内線 2411